

# 令和8年度 大阪市立西淀中学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校の校訓である「強いからだ、清い心、深い智、高い志」を備えた生徒の育成のために「西淀中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめの未然防止・予防に取り組む  
いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに取り組む
- ② いじめの早期発見に取り組む  
いじめの予兆など、些細な変化に気付くことができる体制づくりに取り組む
- ③ いじめの早期解決に取り組む  
全教職員が団結して問題解決に取り組むための組織づくりに取り組む
- ④ 家庭・地域との連携に努める  
情報発信・啓発を行い、地域・家庭との協力体制づくりに努める

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について(学力向上アクションプランをもとに)

- ① 個々に配慮した「わかる授業」づくりを進める
  - ・ 習熟度別少人数授業、TTによる密度の濃い授業を実施する
  - ・ 教員間の授業相互参観
- ② 授業規律の確保
  - ・ 授業前などに人・場所・準備を確認し、規律の維持に努める

### (2) 自己有用感を高めるために(生徒会活動やキャリア教育の計画等から)

- ① すべての生徒が活躍できる場をもつ集団づくり・学校づくりを行う
- ② 生徒会活動や委員会活動などを通じ、生徒が主体的に学校生活に取り組む姿勢を養う
- ③ 体験活動を通じた人権教育・キャリア教育の推進

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① いじめについて、校内研修や部会、職員会議等で積極的に取り上げ、普段から教職員の意識を向上させ、共通理解を図る
- ② 全校集会や学年集会、学級活動などで人権問題に触れるなど、「いじめは絶対に許されない」とい

う雰囲気为学校全体に醸成する

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童生徒観察の充実と情報の共有化について  
(ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)  
朝の登校指導、朝学活、全校集会、学年集会などを通じて、一日を通じて生徒観察を行える体制を作る
- ② アンケート調査の活用、教育相談(個人面談)の実施について  
定期的にアンケート調査や教育相談を実施することにより、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒が相談できる体制を作る
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について  
スクールカウンセラー(週二回来校)と連携を密にし、情報交換を行う
- ④ 外部機関との連携について  
西淀川警察署、子ども相談センター、梅田少年サポートセンターなどと連携する
- ⑤ 相談窓口を周知する  
いじめホットラインなどの電話相談窓口について周知する  
スクールカウンセラーとの面談について周知する

#### 5. いじめの早期解決についての取組

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 全教職員が団結して、未然防止にかかる体制づくり
  - ・ 悪ふざけやからかいなどを発見した場合は、直ちにその行為を止める
  - ・ 教職員間の連携を密にし、普段から生徒の人間関係をしっかり観察する
  - ・ 組織的・系統的に動き、教員一人の単独指導で終わらせない
- ② 被害生徒の保護・支援、保護者への支援について
  - ・ 被害生徒から事実関係の聴取を行う
  - 「悪いのは加害者」という毅然とした姿勢をみせ、被害生徒の自尊感情を高めるように留意する
  - ・ 家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える  
被害生徒の安全確保や秘密を守ることなどを伝える
  - ・ 被害生徒を支える体制づくり  
被害生徒にとって信頼できる先生との連携  
安心して学習や、学校での活動に取り組める環境づくり  
加害生徒の別室対応や、出席停止措置などの活用
  - ・ 必要に応じて心理や福祉の専門家への協力要請を行う
- ③ 加害生徒への指導および保護者との連携について
  - ・ 加害生徒から事実関係の聴取を行う
  - ・ いじめの事実が確認されれば、速やかに保護者連絡を行う  
いじめに対する保護者の理解を得たうえで学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行える

よう、協力を求めるとともに継続的な助言を行う

- ・ 被害生徒のプライバシーに十分配慮し秘密をもらさない
- ・ 出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う

④ いじめが起きた集団への指導・働きかけ

- ・ いじめの傍観者も、自分の問題として捉えさせる
- ・ 集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係の構築

⑤ ネット上のいじめの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる
  - ・ 情報モラル教育の実施
- 保護者も含め、モラル教育や研修会等の実施

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

名称 いじめ問題等対策委員会

構成 校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭、人権教育主任

※その他必要に応じて関係の教員およびスクールカウンセラー

### 活動内容

- ・ 学校基本方針に基づく年間計画の作成、実施、検証を行う
- ・ いじめ(疑いを含む)に関する情報の収集や交換、記録整理等を行う
- ・ 定例会議および緊急会議の開催

### 年間計画

- ・ 委員会は定例で各月に会議をもつ
- ・ いじめ(疑いを含む)事案があった場合には緊急の会議を行う
- ・ 生活指導研修会(4月)
- ・ 大阪市「いじめについて考える日」(5月上旬)の取り組み

### いじめ調査

- ・ 生徒対象アンケートの実施(各月)
- ・ 教育相談の実施(4月・9月・1月)※学期始め

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ 学校、PTA、地域の関係団体等が連携する体制づくり
- ・ 学校協議会との連携・協力体制の構築
- ・ 家庭訪問や学校だより、学年通信、学級通信などを通じて、家庭とより緊密な連携を図る

### (3) 取組内容の検証

- ・ 各アンケートの結果を利用する
- ・ 運営に関する計画と関連づけ、自己評価を行う

## 7. 重大事案への対処

### 【重大事案とは】

いじめ防止対策推進法第28条の規定によると、次に掲げる行為等を重大事案という

- ① いじめにより、学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより、学校に在籍する生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
  - ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
    - ・ 生徒が自殺を企図した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、速やかに調査を行う

(1) 教育委員会への報告

重大事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する  
調査方法やその主体などは教育委員会が判断する

(2) 学校が調査主体となった場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる

- ① 学校組織下に、重大事案の調査組織を設置する
- ② 調査組織で、事実関係を把握するための調査を実施する
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切な情報を提供する
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する
- ⑤ 調査結果を踏まえ、必要な措置、指導等を行う

(3) 教育委員会が調査主体となった場合

教育委員会の指示のもと、調査に協力する

※ いじめ発見の際の流れ(例)

